

弁護士法一部改正についての意見書

1999（平成11）年6月18日

日本弁護士連合会

1999（平成11）年3月15日国会に上程された「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の弁護士法改正部分について、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 弁護士法第6条第4号の改正案には反対である。
同号は削除されるべきである。
- 2 弁護士法第13条の改正案には賛成である。

理由

1 弁護士法第6条第4号の改正案について

(1) 現行の禁治産者・準禁治産者については、多数の法令において、これらの者を欠格事由とする資格制限規定が設けられている。

しかし、禁治産・準禁治産制度は、本来、判断能力が十分でないこれらの者の保護を目的とし、禁治産者・準禁治産者が財産を不当に失うことがないようにするための法技術として、財産管理権を奪い、あるいは制限しているに過ぎない。

ところが、現行法に見られるような資格制限規定は、判断能力が十分でない者のための「手段」である「行為無能力者」概念を公務就任資格や免許・許可・登録資格などに形式的に転用するものであり、その妥当性ははなはだ疑問であるばかりか、ノーマライゼーションの理念にまったく反するものといわざるを得ない。

のみならず、このような多数の資格制限の存在は、禁治産・準禁治産制度に対する差別感を醸成し、その利用を躊躇させる要因の一つになっていた。法務省民事局参事官室

『成年後見制度の改正に関する要綱試案及び補足説明』が、上記資格制限規定に関し「社会的偏見につながり、国民の間に心理的抵抗感が強く、現行制度があまり利用されない要因の一つとなっていると指摘されている」（31頁上段）としているところである。

(2) この点に関し、当連合会『成年後見法大綱（最終意見）』（1998（平成10）年7月17日）は、

- ① 人の判断能力は個別的、段階的であるところ、後見制度では財産上の取引行為に関する判断能力が十分でないと判断されたに止まり、選挙権その他の対象となる資格についての適否が判断されることはおらず、その間に合理的な関連性はない。
- ② 資格制限規定に公益を守る等の目的があるとしても、その資格にふさわしくない人が必ず成年後見制度を利用するとは限らず、実効性は十分ではない。
- ③ 裁判官・検察官・弁護士、税理士、医師など試験制度を前提とした資格については、資格制限規定を撤廃しても実際上問題はない。
- ④ 成年後見制度について、否定的印象を払拭し、援助制度として純化させるためには、資格制限と切り離すことが望ましい。

等の理由から、「禁治産者・準禁治産者を欠格事由として規定する現行諸法令は、削除の方向で抜本的に再検討する必要がある。」と結論し、具体例として弁護士法第6条第4号は削除すべきである、と提言していた（123～125頁）。

(3) 上記法務省民事局参事官室『要綱試案の補足説明』も、前述のとおり現行法の問題点を踏まえ「殊更に禁治産・準禁治産の宣告の事実を欠格事由として規定しなくても、当該手続上の審査により対象者の能力が十分に担保されているものが多く含まれているのではないかと考えられる。」と分析しており、その結果、「要綱試案」では、「新しい成年後見制度の下における資格制限の在り方については、その範囲を減縮する方向で検討する」（31頁下段）ものとされ、現に、法務省においては資格制限規定を廃止するよう関係官庁との協議等に努められてきたところである。

(4) しかしながら、今般の弁護士法第6条第4号の改正案は、単に用語を改めるに止まるものであり、不徹底のそしりを免れない。前述した現行法の問題点から見て、当連合会が、すでに『成年後見法大綱（最終意見）』で主張したとおり、弁護士法第6条第4号の削除を求めるものである。

なお、同号を削除しても、以下の点から実際上問題ないと考えられる。

1) そもそも「事理の弁識をする能力を欠く状況にある者」あるいは「事理を弁識す

る能力が著しく不十分な者」が弁護士資格（弁護士法第4条、第5条）を取得することは通常考えがたい。

- 2) 弁護士資格を取得した後に上記のような状況になった者が登録請求したとしても（実際にはそのような事態は考えがたいが）、登録請求に対して、司法修習終了後ただちに登録する場合を除き（修習中に上記のような状況になった場合は二回試験に合格するとは考えられない）、弁護士会では請求者に対し面接を行っており、上記のような判断能力が著しく低下している者が申請した場合は、これを探知把握することができる、弁護士会は日弁連への進達を拒絶できる（弁護士法第12条第1項第1号）。
- 3) 一旦、弁護士登録の後に、上記のような状況になった場合は、今般改正が予定されている新第13条に基づき登録の取消しを行うことが可能である。

2 弁護士法第13条の改正案について

心身の故障により弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときに弁護士登録の存続を認めることは、依頼者の利益を損ない、また「名義貸」による非弁提携の温床になるおそれがあるなど弁護士全体、弁護士会の信用を害する可能性があるから、このような場合に登録取消し請求ができるようにすることに反対する理由はない。弁護士法第12条第1項第1号との均衡からすればむしろ当然のことであるし、また、上記のとおり弁護士法第6条第4号は削除すべきであるが、その補完制度としても必要性が認められるので、本改正案に賛成する。

以上